

《富津市污水適正処理構想》

污水適正処理構想とは

・汚水処理施設の整備を計画的、効率的に実施し、快適な生活環境の実現と、海や河川等の水質保全を図っていくために地域の特性に応じた汚水処理施設の整備方針を示したもので、整備を進めていくうえでの基本方針となるものです。

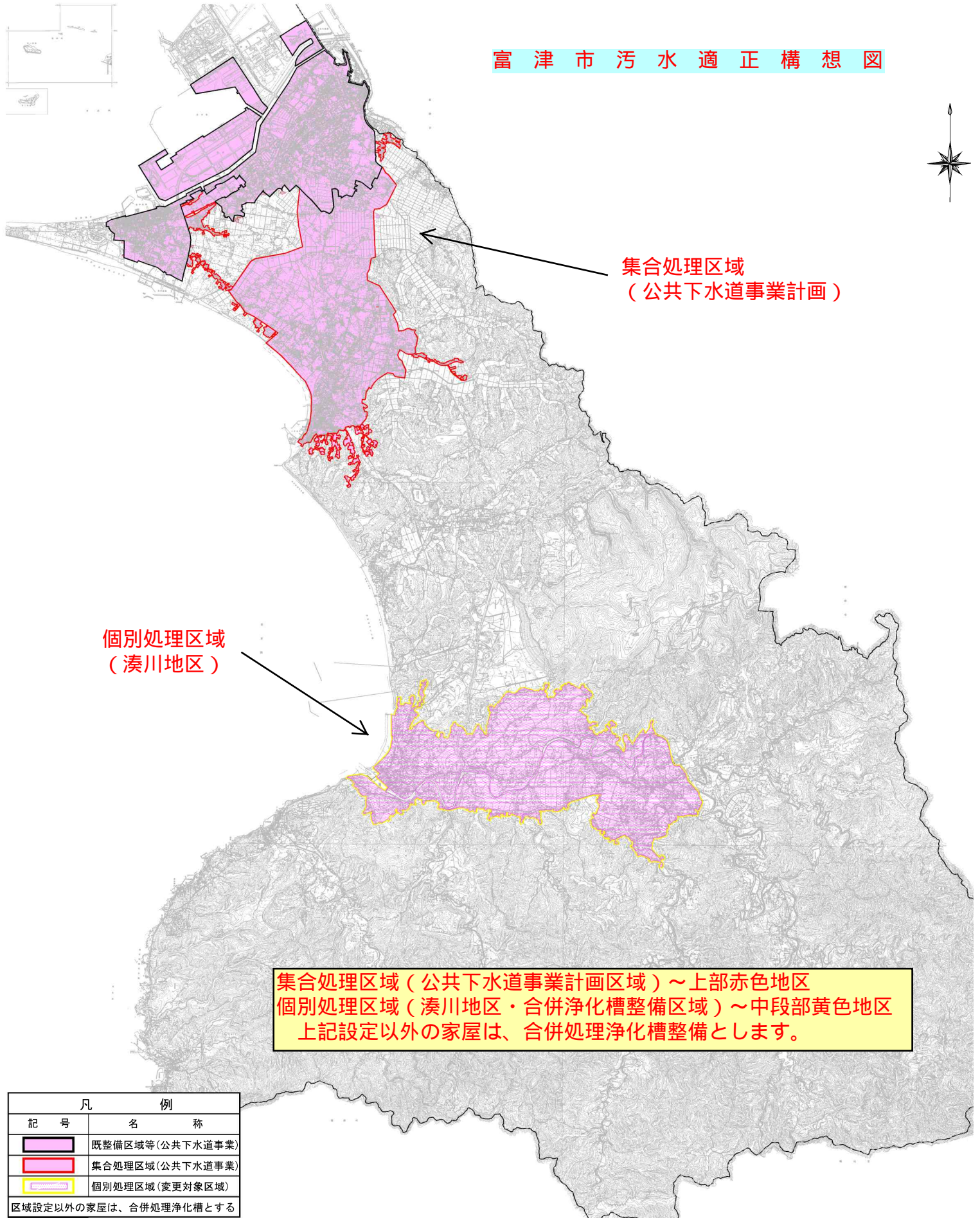
整備方針の考え方

・汚水処理には、大きく分けて集合処理と個別処理があります。家屋等が密集している地区では、効率よく下水道管に汚水を集めることができるため、下水道等で集合処理する方針が適しています。家屋がまばらな地区では、各家庭で合併処理浄化槽を設置して個別処理する方針が適しています。

整備手法の選定

- ・富津市全域の水洗化を目標とし、その地域の特性を考慮した整備手法を選定しています。
- ・1. 集合処理区域（公共下水道事業計画区域）
→ 市街地(おもに用途指定地域)とその周辺の区域 ～ 赤色地区
 - ・2. 個別処理→ 合併処理浄化槽整備を推進します。
 - ①黄色地区～集合処理が好ましい地域ではありますが、現況の河川水質が良好であることや本市の施策をふまえ、個別処理区域として合併処理浄化槽整備とします。
 - ②区域設定外の家屋は、個別処理とし合併処理浄化槽整備とします。

富津市 汚水適正構想図



集合処理区域
(公共下水道事業計画)

個別処理区域
(湊川地区)

集合処理区域(公共下水道事業計画区域)～上部赤色地区
 個別処理区域(湊川地区・合併浄化槽整備区域)～中段部黄色地区
 上記設定以外の家屋は、合併処理浄化槽整備とします。

凡 例	
記 号	名 称
	既整備区域等(公共下水道事業)
	集合処理区域(公共下水道事業)
	個別処理区域(変更対象区域)
区域設定以外の家屋は、合併処理浄化槽とする	